

茨城県報 第 102 号

平成元年12月28日

木 曜 日

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

●派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則	ページ 1
---	----------

告 示

●軽油引取税に係る特約業者の指定の取り消し(税務課)	2
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課)	3
●土地改良事業の認可(5件)(")	3
●道路の区域変更(道路維持課)	4

公 告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課)	5
●地籍調査の成果認証(農地計画課)	5
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	6

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第4号

派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成元年12月28日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 警察官幹部派出所名称，位置及び所轄区域の部日立警察署の項中

日高警察官幹部派出所	日立市日高町四丁目	日立市小木津町，田尻町一，二，三丁目，日高一，二，三，四，五丁目，川尻町一，五，六，七丁目，砂沢町，折笠町，滑川本町，一，二，三，四，五丁目，滑川町の一部（公園口警察官派出所所管区を除く。）
------------	-----------	---

を

日高警察官幹部派出所	日立市日高町四丁目	日立市小木津町，一，二，三，四，五丁目，田尻町一，二，三丁目，日高一，二，三，四，五丁目，川尻町一，五，六，七丁目，砂沢町，折笠町，滑川本町，一，二，三，四，五丁目，滑川町の一部（公園口警察官派出所所管区を除く。）
------------	-----------	---

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第 1431号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定が取り消されたので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の9の規定により告示する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社 ニシダ
代表取締役 西 田 英 次
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
宮崎県延岡市中町1丁目4番地10
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成元年10月31日



茨城県告示第 1432号

里美村長井坂紀一から平成元年10月20日付けで認可申請のあった里川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 里川地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成2年1月5日から平成2年1月29日まで
- 3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第 1433号

千波湖土地改良区から平成元年11月29日付けで認可申請のあった吉沼下谷地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 千波湖土地改良区定款の写し
吉沼下谷地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成2年1月5日から平成2年1月29日まで
- 3 縦覧の場所 水戸市役所

茨城県告示第 1434号

平成元年10月3日付けで駒場土地改良区から認可申請のあった高田第1地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年12月21日認可した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 1435号

平成元年9月28日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった船渡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年12月21日認可した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1436号

平成元年9月28日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった下田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年12月21日認可した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1437号

平成元年10月3日付けで駒場土地改良区から認可申請のあった高田第2地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年12月21日認可した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1438号

平成元年9月28日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった川前地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年12月21日認可した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1439号

平成元年11月2日付け農管指令第284号をもって認可した飯田地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成元年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成元年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

2 路 線 名 友部内原線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町南友部字原 603-1 から 西茨城郡友部町東平1丁目 1615-223まで	旧	メートル 最大 13.2 最小 6.0	メートル 1,308.0	
西茨城郡友部町南友部字原 603-1 から 西茨城郡友部町東平1丁目 1615-223まで	新	最大 13.2 最小 6.0	1,308.0	バイパス工事による 区域変更
西茨城郡友部町南友部字原 603-1 から 西茨城郡友部町東平1丁目 1594-67まで		最大 29.0 最小 5.2	1,833.7	

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水海道保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
重 田 みどり	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13-3
陶 山 時彦	〃	〃
村 馬 健 祐	〃	〃

●地籍調査の成果認証

西茨城郡七会村，稲敷郡茎崎町，久慈郡大子町における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行った者の名称	西茨城郡七会村，稲敷郡茎崎町，久慈郡大子町
調査を行った期間	西茨城郡七会村大字上赤沢の一部 昭和63年6月8日から平成元年2月20日まで

稲敷郡茎崎町大字高崎，大字天宝喜の各一部
 昭和62年8月25日から昭和63年2月5日まで
 久慈郡大子町大字大沢の一部
 昭和63年6月6日から昭和63年8月31日まで

認 証 年 月 日 平成元年12月20日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町若林字南平852番2，853番1

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32番地

創 価 学 会

代表役員 森 田 一 哉

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町山野字広町354番5，356番2，同番3，357番2，同番3，355番，字立ノ内366番1，369番23，372番1，同番13，字館ノ内367番，字サイカチ373番1，376番1，字向山375番，字権現山374番1，同番19，同番22，字サルガクボ407番184，字才勝408番23，字立ノ内365番イの一部。以上。第2工区。

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区南青山1丁目2番6号

日産建設株式会社

代表取締役 鎌 田 勲

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
 休日の場合は繰下発行（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)